

平成26年度宗像市立学校児童生徒就学援助実施要領

1 目的

この要領は、宗像市立学校児童生徒就学援助規則に基づき、宗像市立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に就学援助費を支給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 支給の対象となる者

就学援助の対象となるのは、児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 要保護者

生活保護法（以下「法」という。）第6条第2項に規定する要保護者（以下、「要保護者」という。）で、法第13条の規定による教育扶助を受けている者。

(2) 準要保護者

要保護に準ずる程度に困窮していると認められる者で、認定の基準は次表のとおりとする。

就学区分	児童生徒と生計を同一にしている*扶養義務者の合計所得金額
通常学級	当該年度の*生活保護費基準額の1.2倍以下
特別支援学級	当該年度の*生活保護費基準額の2.5倍以下

*扶養義務者とは、児童生徒の父母、養親、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹を指し、世帯分離をしている場合においても、別生計であることが証明されない限り、所得審査の対象とする。

*生活保護費基準額は、居宅一類、二類基準額、冬期加算、期末一時扶助、教育費、給食費、住宅費（一般基準）、母子加算を合計した額とする。

*平成26年度は生活保護基準改正に対する経過措置として、平成25年4月1日時点の生活保護基準額を適用する。

3 申請手続

就学援助を受けようとする者は、次に掲げる書類を宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）あてに提出しなければならない。ただし、要保護者が申請する場合は、(3)、(4)、(5)の書類の提出は不要とする。

(1) 就学援助申請書

(2) 口座振込依頼書、同意書

(3) 住民票または外国人登録原票記載事項証明書（児童生徒と生計を同一にしている者全員が記載されているもの。）

(4) 所得証明書（児童生徒と生計を同一にしている扶養義務者のうち所得がある者について提出する。ただし、すべての扶養義務者に所得がない場合は、生計中心者（世帯主）分のみ提出する。）

(5) ひとり親家庭であることを証明できるもの

4 認定及び支給開始の時期

(1) 認定日は、原則として、申請書が提出された日の翌月1日とする。ただし、市が指定した期間内に申請のあったものについては、4月1日に遡って認定を行うことができる。

(2) 生活保護廃止に伴って要保護の認定を廃止し、準要保護の申請を行う場合は、廃止日にさかのばって申請を行うことができる。

(3) 申請期間、認定および支給の時期は、下表のとおりとする。

申請期間	認定日	支給日		
		4～7月分	8～12月分	1～3月分
6月10日～6月19日	4月1日	8月中旬	12月中旬	3月中旬
6月20日～6月30日	7月1日	9月中旬	12月中旬	3月中旬
7月	8月1日	—	12月中旬	3月中旬
8月	9月1日	—	12月中旬	3月中旬
9月	10月1日	—	12月中旬	3月中旬
10月	11月1日	—	12月中旬	3月中旬
11月	12月1日	—	1月中旬	3月中旬
12月	1月1日	—	—	3月中旬
1月	2月1日	—	—	3月中旬
2月	3月1日	—	—	3月下旬

5 就学援助の範囲及び方法

- (1) 就学援助は、学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、新入学児童生徒学用品費、給食費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、医療費の全部又は一部を対象とし、支給の内訳は別表のとおりとする。ただし、要保護者には、修学旅行費のみを支給する。
- (2) 年度中途で廃止となる場合は、廃止となる日の属する月の分までを給付する。ただし、月の初日で廃止となる場合は、前月分までを支給する。
- (3) 新入学児童生徒学用品費は、4月1日認定者で、かつ新入学児童生徒を扶養している者に支給する。
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）は、中学1年生の宿泊体験学習を対象とし、校外行事実績報告書の交通費見学科①欄の額を支給する。
- (5) 修学旅行費は、修学旅行決算報告書の国庫補助対象経費②欄の額を支給する。なお、旅行に参加しなかった場合は支給しないものとし、キャンセル料も支給対象外とする。市内学校間の異動があった場合も、小学校、中学校それぞれ1回に限って支給する。
- (6) 医療費は、医療券の交付を受けた者で、当該年度の1月末までに受診し、2月10日までに医療券を提出した者に対し支給する。

6 支給方法

就学援助費は、4の(3)に規定する支給月に、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、校納金や給食費に滞納が生じた場合は、保護者の同意を得て、学校口座に振り込むものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。